

- 弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり，外国法及び日本法に関する法律事務を取扱い業務とする法人制度（B 法人制度）を創設する場合の弊害・問題点に関する意見の概要

◆ B 法人による日本法に関する法律事務の取扱い（意思決定，執行）について，社員である外国法事務弁護士が，直接的に関与し，又は社員若しくは被用者である弁護士を介して間接的に関与するおそれがある。	
【論点 1】このような弊害の内容・程度については，組合形態である外国法共同事業の場合と法人形態である B 法人の場合とで異なるのか。	
【論点 2】このような弊害の内容・程度については，社員である外国法事務弁護士が外国ローファーム（所属事業体）に所属する場合とそうでない場合とで異なるのか。	
論点 1 及び 2 とも，異なるとの見解	論点 1 及び 2 とも，異なる見解
○ 外国法共同事業の場合は，必ずしも組合としての統一的な意思を確定することが求められず，個々の組合員が自己の資格に基づく権限と責任の範囲内で個別に法律事務を取り扱うことになるから，個別の法律事務の遂行に必要とされる資格と取扱者の資格との間に齟齬が生じることはない。 これに対し，B 法人の場合は，法人自体が法律事務を取り扱うことになるから，意思決定，執行行為，代表行為の各場面で，その適正を担保するために必要とされる資格と法人機関として行為する者の資格との間に齟齬が生じる可能性があるなど，各場面の適正性が問題とならざるを得ない。 例えば，B 法人において依頼者に法的助言をする場合，個々の弁護士である社員の意に沿わないものであっても，内部的に確定された法人の意思に従わざるを得ない。 また，受任案件について，論理的には日本法に関する法律事務の部分と外国法に関する法律事務の部分とに分けることができるものであっても，実務的には全体的な一挙解決を勧めるべき案件について，法人内部において誰がどのように意思決定するのかという困難な問題が生じる。	○ 組合形態か法人形態かは，法律事務所の運営のためのヴィークルに過ぎないから，弊害の内容・程度について両者の間に差異はない。 組合形態であっても，一つの組織体として活動している以上は，実務的には，個々の組合員の意見を集約した上，組合の統一的な意見として依頼者に法的助言をするのではないかと。 そうであれば，法人か組合かの理念はともあれ，弊害の実態については，両者の間にさしたる違いはないのではないかと。 法人形態か組合形態かという観念的な議論をするよりも，外国法事務弁護士については日本法に関する法律事務の取扱いが禁止されているというルールを，B 法人においてどのように貫徹させるかということが肝要である。

- | | |
|--|--|
| <p>○ 社員である外国法事務弁護士が外国ローファーム（所属事業体）に所属する場合は、当該社員の出資部分を当該ローファームが出捐することになると思われる。そうすると、当該社員は当該ローファームの意を汲んでB法人の業務を運営することとなるから、実質的にみれば、当該ローファームが当該社員を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるのでないか。</p> | <p>○ 社員である外国法事務弁護士が外国ローファームに所属する場合に、B法人の業務運営が当該ローファームの影響を受ける可能性があることについては、外国法共同事業の場合と異なるところはない。要するに、外部者からの不当な関与を防止するための方策として、外国法共同事業の場合と同様のもので十分かどうかということに尽きる。</p> |
|--|--|